

募集

事前にお申し込みください



自死遺族支援事業 「すみれ相談」個別相談

申込み・問合せ先／県精神保健福祉センター（054-286-9245）

大切な人（家族や友人）を自死で亡くされた人を対象にした個別相談会です。相談無料、秘密は厳守します。事前にお申し込みください。

○開催日時・場所

	精神保健福祉センター	その他の健康福祉センター
6月	7日	21日：富士健康福祉センター
7月	5日	19日：加茂健康福祉センター
8月	2日	23日：御殿場健康福祉センター
9月	6日	20日：熱海健康福祉センター
10月	4日	18日：東部健康福祉センター
11月	1日	15日：中部健康福祉センター
12月	6日	20日：西部健康福祉センター
H30. 1月	10日	17日：富士健康福祉センター
H30. 2月	7日	21日：熱海健康福祉センター
H30. 3月	7日	14日：中部健康福祉センター

いずれも水曜日 13時～16時

お知らせ

申請をお願いします



母子家庭などの人が対象 医療費を助成します

申込み・問合せ先／子育て支援課（979-8133）

平成28年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童を扶養している対象世帯の人が医療機関などで受診した際の、医療費の自己負担額を助成します。

○対象者

- ・離婚し、現在婚姻していない人
- ・配偶者と死別し、現在婚姻していない人
- ・配偶者の生死が明らかでない人
- ・配偶者から遺棄されている人
- ・配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない人
- ・配偶者が精神または身体の障害により長時間労働能力を失っている人
- ・配偶者が法令により長期間拘禁されているため、扶養を受けることができない人

○申請に必要なもの

健康保険証（受給対象者全員分）、印鑑、受給者名義の預金通帳、附加給付証明書（健康保険組合に加入の場合）、平成28年分の所得証明書（平成29年1月2日以降に転入した人）

募集

直接会場へお越しください



自死遺族支援事業 「東部わかちあい すみれの会」

問合せ先／県精神保健福祉センター（054-286-9245）

申し込み不要です。直接会場へお越しください。

○日時

- ・水曜日（偶数月）：6月14日、8月9日、10月11日、12月13日、平成30年2月14日
- ・土曜日（奇数月）：7月15日、9月23日、11月18日、平成30年1月20日、平成30年3月17日

いずれも13時30分～15時30分

○場所

サンウェルぬまづ（ぬまづ健康福祉プラザ）
沼津市日出町 1-15

お知らせ

期限内に提出をお願いします



児童を扶養している人が対象 児童手当・特例給付について

問合せ先／子育て支援課（979-8133）

児童手当・特例給付は、児童を扶養している人を対象に支給し、家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を促すことを目的とした手当です。

○支給対象・支給額

▶児童手当（支給制限限度額未満の人）

- ・3歳未満…15,000円（一律）
- ・3歳以上～小学校終了前…10,000円（※第3子以降は15,000円）
- ・中学生…10,000円（一律）

※18歳到達後最初の3月31日までの養育している子ども（施設入所などを除く）

▶特例給付（所得制限限度額以上の人）

- ・一律…5,000円

○支給月

6月、10月、平成30年2月

○支給中の人へ

現況届の提出が必要になります。現況届は毎年6月1日現在の受給者の状況を把握し、手当てを引き続き受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届を提出しない場合は、6月以降の手当てを受給することができなくなります。対象者には6月上旬に書類を送付します。案内を確認し期限内に提出してください。

○提出期限

- 窓口で提出：6月30日（金）
- 郵送で提出：6月30日（金）消印有効

○注意事項

期限を過ぎてからの提出は、支給時期が遅れる場合があります。平成29年5月以降に初めて函南町で認定請求をし、6月分から手当てが支給される人は現況届の提出は不要です。

お知らせ

住宅リフォームを助成



「函南町商工会」住宅の改築や 修繕のリフォーム費用を補助

問合せ先／函南町商工会（978-3995）産業振興課（979-8114）

町内の建築関連業の活性化のため、町民が行う住宅リフォーム費用の助成を行います。助成対象などの詳細は商工会へお問い合わせください。

○助成対象の住宅

- ・函南町に住民票があり、町内に所有する個人の住宅（賃貸、共同住宅を除く）
- ・函南町に住民票があり、町内に所有する店舗兼併用住宅のうち、自己の居住用部分

○助成対象となる工事

工事着手前に申請が済んでいる10万円以上（消費税抜き）のリフォーム工事

○助成金額

工事費の10%で10万円を限度額

○申込み

6月1日（木）以降に商工会へお申し込みください。

お知らせ

更新の手続きが必要です



母子家庭等医療費助成金 受給者証の更新時期です

申込み・問合せ先／子育て支援課（979-8133）

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日（金）です。7月から引き続き助成を受けるには更新の手続きが必要です。現在受給中の人には5月末に通知を送付します。

○提出期限

6月16日（金）

○申請に必要なもの

更新申請書、現在の受給者証、健康保険証（受給対象者全員分）、印鑑、受給者名義の預金通帳、附加給付内容証明書（健康保険組合に加入の場合）

○注意事項

所得がない場合も申告が必要になります。税務課へ申告をお願いします。（平成29年1月2日以降に転入した人は、平成28年分の所得証明が必要）

お知らせ

納期限までに申請を



固定資産税・都市計画税 減免について

問合せ先／税務課（979-8108）

固定資産税・都市計画税には減免制度があります。詳細はお問い合わせください。

○減免対象

- ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）
- ・町の全部または一部にわたる災害または天候不順により著しく価値を減じた固定資産

○注意事項

減免を受けようとする場合は、納期限（5月31日）までに申請書に必要書類を添付し、提出してください。